

## 第3回名立区地域協議会 次第

日時：令和2年7月2日（木） 午後6時30分から  
場所：名立区総合事務所 2階第2会議室

### 1 開 会

### 2 報告事項

(1) 「地域の宝」認定制度について（文化行政課）

資料No.1

(2) 「公の施設の再配置計画」の策定について

資料No.2・3

(3) ひなさき運動広場及び児童遊園のこれまでの経過について

資料No.4

### 3 その他事項

令和2年度第4回地域協議会の開催予定

・令和2年 月 日（ ）午後 時 分から

### 4 閉 会

# みなさんの「地域の宝」を募集します！

多様な自然環境に恵まれ、悠久の歴史を刻んできた上越市には、たくさんの宝物（文化財）が守り伝えられています。教育委員会では、市民のみなさんが大切にし、よりどころとする文化財を「地域の宝」と定め、認定することで次世代への継承を図り、魅力ある地域づくりの一助とすることを目的に、上越市「地域の宝」認定制度を創設しました。

## ○対象となる文化財

有形・無形、文化財の指定・未指定は問いません。例えば、建物、仏像などの彫刻、年中行事や祭礼などの風俗慣習、地域に伝わる踊りなどの民俗芸能、地域のシンボルになっている山城や樹木など、様々な種類を対象とします。

## ○応募資格

- ・申請者は、「地域の宝」の所有者、管理者、又はその保存・活用に当たる団体とします。
- ・保存活用に当たる団体とは、5人以上の地域住民により組織され、「地域の宝」の保存・活用を目的に活動する団体を言います（町内会等も対象となります）。
- ・申請者が「地域の宝」の所有者以外の場合は、所有者の同意が必要となります。

## ○認定の要件

下記要件を満たすことを確認し、文化財の専門家から意見を聞き、認定します。

- ア 保存・活用する取組が、所有者等によりおおむね3年以上行われており、認定後も継続されることが見込まれること。
- イ 地域住民、特に地域の子どもたちを対象とした保存・活用の取組がおおむね年1回以上行われていること。

## ○認定後

教育委員会は、認定証の交付、「地域の宝」の保存・活用に必要な助言、市内外への情報発信などを行います。補助金など、財政的な支援はありません。

## ○実施期間

令和2年度から令和4年度までの3年間です。

**令和2年度の募集期間は、6月1日（月）～7月31日（金）です。**  
**申請書の提出先は、上越市教育委員会文化行政課（上越市教育プラザ内）です。**  
**（提出は、土日・祝日を除く午前8時30分～午後5時までをお願いします。）**  
**お気軽にご相談ください！**



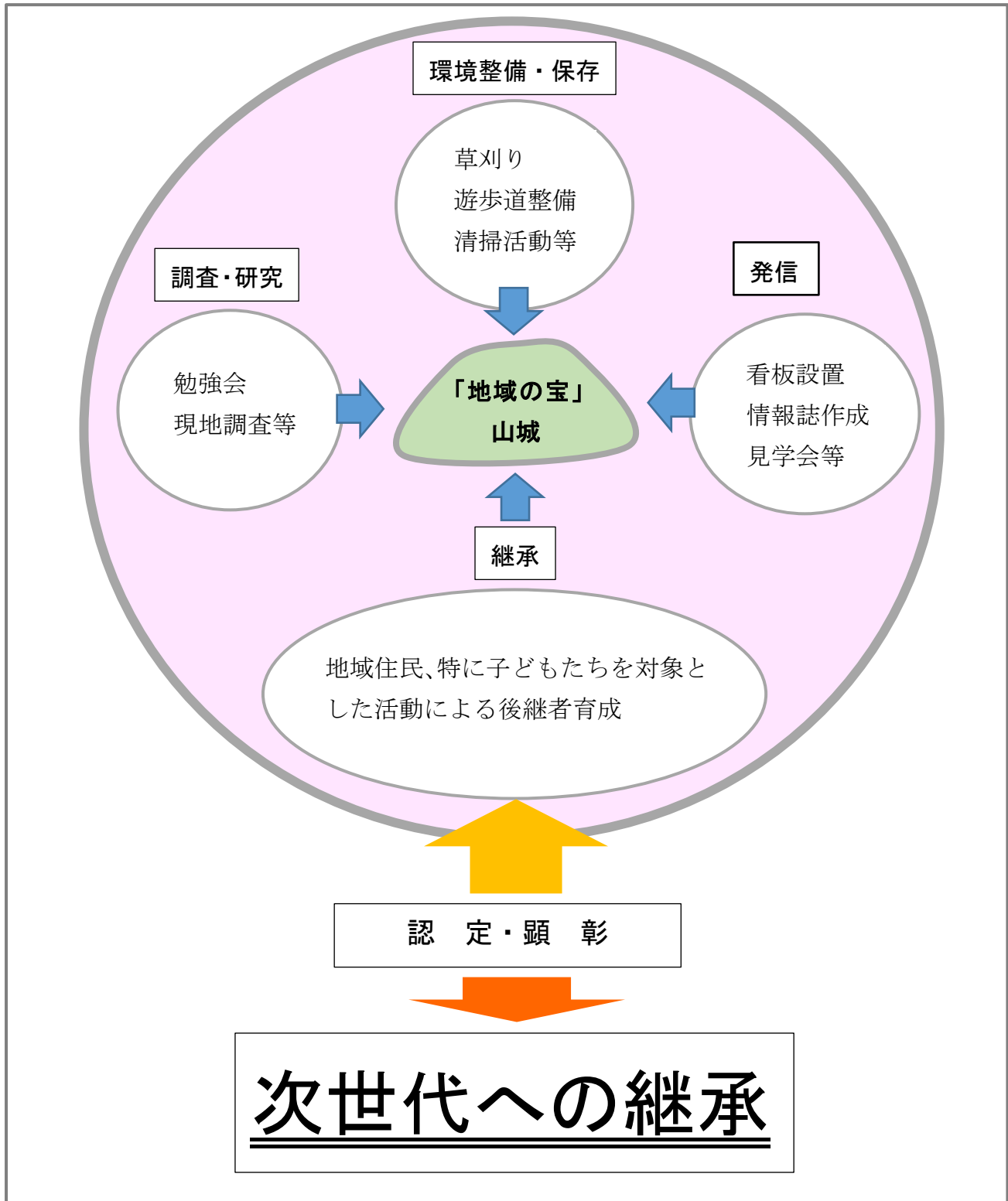
【問合先】上越市教育委員会 文化行政課  
上越市下門前1770（上越市教育プラザ内）  
電話 025-545-9269（直通）

# 「地域の宝」認定制度のイメージ図

例えば、山城を例にとると、こんなイメージだよ。

円の真ん中は、地域の歴史を語る上で欠くことができない大切な“たからもの”（文化財）＝山城。そして、それを取り囲む円の中は、認定の要件となる、山城を保存・活用する取組になるんだ。

“たからもの”（文化財）を次世代に継承するためには、欠くことのできないものだね。



第1号様式（第5条関係）

上越市「地域の宝」認定申請書

年 月 日

（宛先）上越市教育委員会

住 所  
 申請者 名 称 等  
 代表者氏名 ㊟  
 電 話 番 号

次のとおり上越市「地域の宝」の認定を申請します。

1 「地域の宝」

フリガナ		
名 称		
員 数		
所 在 地		
※1 所有者	氏 名	
	住 所	
確認票 ※2 該当することを確認した上で、確認欄に○印を記載して下さい。	本市に所在する歴史上又は芸術上・文化史上価値を有するもの及び生活の推移の理解に資するものなどのうち、地域住民が大切にし、かつ、よりどころとする文化財	確認欄
添 付 書 類	ア 「地域の宝」の由来、概要に関する資料 イ 現況写真 ウ 位置図 エ その他関係資料	

※1 所有者欄は、申請者が所有者以外の場合のみ、記入して下さい。

## 2 申請者

フリガナ		
名称		
概要 〔 設立年月日、 設立目的、 構成員数、 沿革等 〕		
※1 担当者	氏名	
	住所	
	電話番号	
確認票 ※2 (1)、(2)に該当することを確認した上で、確認欄に○印を記載して下さい。	下記の <u>いずれにも該当</u> すること。(第3条関係)	確認欄
	(1) 「地域の宝」を保存・活用する活動がおおむね3年以上行われており、認定後も継続されることが見込まれる。	
	(2) 地域住民、特に地域の子どもたちを対象とした保存・活用の活動がおおむね年1回以上行われている。	
添付書類	ア 申請者に関する資料 イ 保存・活用の状況を示す資料 ウ その他関係資料	

※1 担当者欄は、申請者の住所、電話番号等と異なる連絡先に連絡を受ける必要がある場合のみ記入して下さい。

(上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約)

- (1) 暴力団の活動において認定を受けるものではありません。
- (2) 認定により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、又は認定を取り消されることを承諾します。

上記について誓約します。(□にレ点を記入してください)。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先） 申請者

所有者 住所

氏名

印

上越市「地域の宝」認定制度所有者申請同意書

私が所有する下記の物件について、上越市「地域の宝」認定制度に申請することに同意します。

記

1 名 称

2 員 数

3 所在地

第1号様式（第5条関係）

上越市「地域の宝」認定申請書

令和〇年 〇月 〇日

(宛先) 上越市教育委員会

住 所 上越市〇〇区△△町□番地

申請者 名 称 等 △△△保存会

代表者氏名 代表 〇〇 〇〇

代表  
者印

電 話 番 号 △△△-△△△-△△△△

次のとおり上越市「地域の宝」の認定を申請します。

1 「地域の宝」

フリガナ	〇〇〇〇〇〇	
名 称	〇〇〇〇〇〇	
員 数	〇〇	
所 在 地	上越市〇〇区△△町□□番地ほか	
※1 所有者	氏 名	〇〇 〇〇
	住 所	上越市〇〇区△△町□□番地
確認票 ※2 該当することを確認した上で、確認欄に○印を記載して下さい。	本市に所在する歴史上又は芸術上・文化史上価値を有するもの及び生活の推移の理解に資するものなどのうち、地域住民が大切にし、かつ、よりどころとする文化財	確認欄  ○
添 付 書 類	ア 「地域の宝」の由来、概要に関する資料 イ 現況写真 ウ 位置図 エ その他関係資料	

「地域の宝」の数を記入ください。

例えば…

仏像が5体ある場合は5体

唄が2曲ある場合は2曲など

複数の地番の場合は、「代表地番ほか」と記載してください。

※1 所有者欄は、申請者が所有者以外の場合のみ、記入して下さい。

添付書類アとエについては、可能な範囲で結構です。ご相談ください。イは「地域の宝」の様子がわかる写真、ウはその位置がわかる図面を添付してください。

2 申請者

フリガナ	△△△△△△		「△△町内会の〇〇世帯で構成」 などと記載してもよいです。
名称	△△△保存会		
概要 (設立年月日、 設立目的、 構成員数、 沿革等)	設立年月日) 平成〇〇年〇月〇日設立 設立目的) 地域に伝わる〇〇〇〇〇〇の次世への継承。 構成員数) 〇〇〇人(令和2年4月1日現在) 沿革等) 平成〇〇年 △△△保存会設立以降、地域住民と〇〇〇〇〇を保存し、活用する様々な活動を実施。		
※1 担当者	氏名	△△△保存会 事務担当 □□ □□	
	住所	上越市〇〇区△△町□番地	
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
確認票 ※2 (1)、(2)に該当することを確認した上で、確認欄に○印を記載して下さい。	下記の <u>いずれにも該当</u> すること。(第3条関係)		確認欄
	(1) 「地域の宝」を保存・活用する活動がおおむね3年以上行われており、認定後も継続されることが見込まれる。		○
	(2) 地域住民、特に地域の子どもたちを対象とした保存・活用の活動がおおむね年1回以上行われている。		○
添付書類	ア 申請者に関する資料 イ 保存・活用の状況を示す資料 ウ その他関係資料		アは、規約があれば添付してください。なければ不要です。

※1 担当者欄は、申請者の住所、電話番号等と異なる連絡先に連絡を受ける必要がある場合のみ記入して下さい。

(上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約)

- (1) 暴力団の活動において認定を受けるものではありません。
- (2) 認定により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、又は認定を取り消されることを承諾します。

上記について誓約します。(□にレ点を記入してください)。



# 名立区に関するデータ

## 1 国勢調査の結果

### (1) 名立区の人口及び世帯数

	H12	H17	H22	H27
人口（人）	3,388	3,169	2,866	2,609
世帯数（世帯）	934	929	883	839

- ・平成27年の国勢調査における上越市の人口は196,987人、世帯数は71,015世帯であり、市全体に占める名立区の人口は1.32%、世帯数は1.18%となっています。
- ・名立区の人口は、平成12年と比較して、平成27年には23.0%減少しており、毎年概ね52人ずつ減少している計算になります。（なお、市人口の平成12年と比較した平成27年時点の減少率は7.0%）
- ・平成12年の国勢調査の人口を基準とした推移及び他区との比較は別紙のとおりです。

### (2) 年齢別人口

	H17		H27	
	人口（人）	構成比（%）	人口（人）	構成比（%）
0～14歳	364	11.5	246	9.4
15～64歳	1,743	55.0	1,322	50.7
65歳～	1,060	33.5	1,039	39.9
合計	3,169	100.0	2,609	100.0

- ・H27国勢調査における上越市の年齢別人口の構成比は、次のとおりです。  
0～14歳：12.8%    15～64歳：57.1%    65歳～：30.1%

### (3) 世帯構成の推移

	H17		H27	
	世帯数（世帯）	構成比（%）	世帯数（世帯）	構成比（%）
単独世帯	135	14.6	168	20.1
夫婦のみ	163	17.6	183	21.9
ひとり親と子ども	70	7.6	67	8.0
夫婦と子ども	190	20.6	142	17.0
3世代世帯	276	29.9	199	23.9
その他	90	9.7	75	9.0
合計	924	100.0	834	100.0

- ・H27国勢調査における上越市の世帯構成の構成比は、次のとおりです。  
単独世帯：26%    夫婦のみ：20%    ひとり親と子ども：9%  
夫婦と子ども：24%    3世代世帯：15%    その他：6%

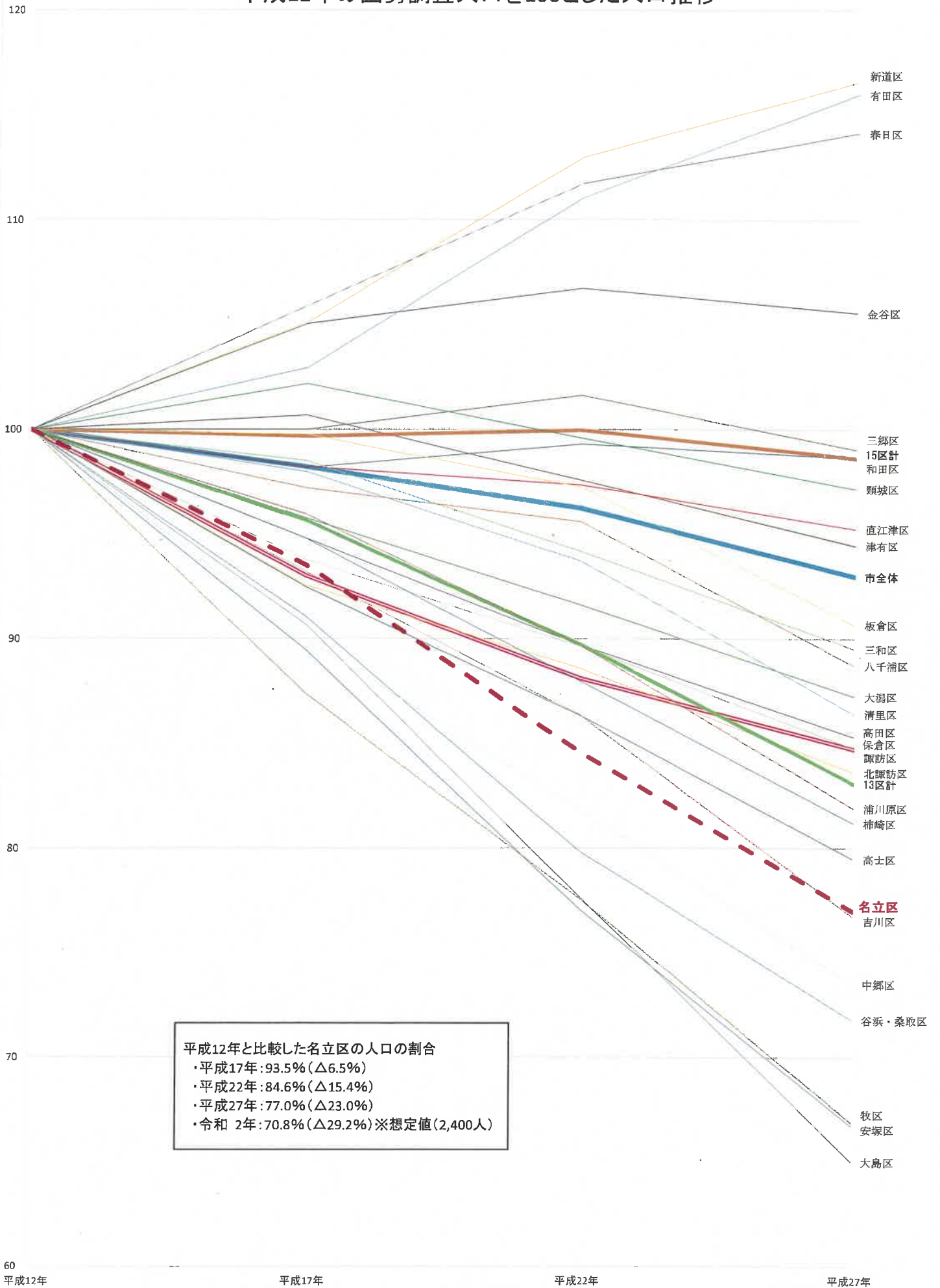
## 2 区内の主な公の施設

- 名立たちばな保育園（所在地：名立大町 205、建築年：R2）
  - ・R2年4月1日現在の園児数：48人、定員50人
- 宝田小学校（所在地：車路 290、建築年：H14）
  - ・R2年5月1日現在の児童数：98人
- 名立中学校（所在地：赤野俣 532-1、建築年：S54）
  - ・R2年5月1日現在の生徒数：49人
- 保健センター（所在地：名立大町 196、建築年：S58）
- うみてらす名立（所在地：名立大町 4280-1、建築年：H12）
- シーサイドパーク名立（所在地：名立小泊 798-1、建築年：H5）
- ろばた館（所在地：西蒲生田 155、建築年：H7）
- 名立地区公民館（所在地：名立大町 200-1、建築年：H25）
- 円田荘（所在地：丸田 153、建築年：S55）
- 名立地区公民館上名立分館（所在地：西蒲生田 181-1、建築年：H16）
- 不動地域生涯学習センター（所在地：瀬戸 722、建築年：S60）
- 椿寿苑（所在地：名立大町 4234、建築年：H7）
- 名立児童館（所在地：名立小泊 468、建築年：S46）

### 【その他】

- 児童遊園 3箇所
- 農村公園 6箇所
- 市営住宅 26戸（旭第二含む）
- 下水道処理施設 3箇所

# 平成12年の国勢調査人口を100とした人口推移

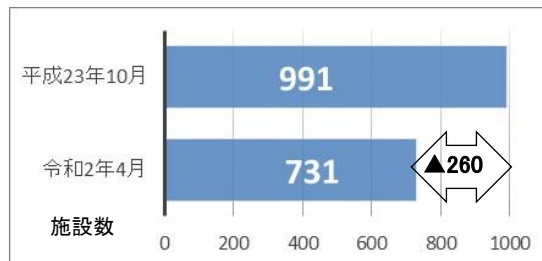


# 「公の施設の再配置計画」の取組について

## 1 公の施設の再配置の取組状況と現状と課題について

### (1) これまでの取組状況

市町村合併後、公の施設の廃止や譲渡を進め、平成23年10月時点で991施設あった公の施設は、令和2年4月1日現在、731施設となっています。



### (2) 現状と課題

#### 現 状

##### ○人口推計

合併当時21万人であった人口は、減少傾向が続いており、令和27年には、推計で約14万人となる見込み。

(R2.4.1現在の人口：190,042人)

##### ○財源不足

市の財政は、歳出が歳入を上回るため、財源不足を基金の取崩しで補う状況が続く見込み。

(R2～R4年度で49.6億円の取崩しを予定しており、また、R5以降においても収支均衡を図る目途がたっていない。)

##### ○公の施設の状況

- 多くの施設の老朽化に伴う、維持管理経費と更新費用増加の見込み。

(今後40年間の維持・更新費用試算額：約4,325億円)

- 合併前の各市町村で進めた施設整備により多くの類似施設を保有している。(温浴施設、体育館など)

#### 課 題

- 人口の減少
- 施設機能の重複する配置
- 施設更新、維持管理に係る財政負担の抑制
- 施設機能の適正な維持
  - \*老朽化する施設に対する計画的な修繕の実施、機能を維持するための複合化(機能集約)

## 2 公の施設の再配置計画（個別施設計画）について

### (1) 公の施設の再配置の必要性

将来予測される人口減少や収支不足の市の財政状況等を踏まえ、今後、施設の老朽化がますます進行し、大規模修繕や更新が見込まれる中、多くの施設を現状のまま維持していくことは困難な状況です。

このような状況の下、今を生きる私たちは、地域の皆さんと共に、子どもや孫など次代を担う世代が今後も安心して暮らすことができる将来を見据え、教育や福祉を始めとした市民生活を支える基礎的なサービスを安定的に提供していくためにも、施設の廃止や機能の集約を行う必要があります。

また、継続すべき施設については、末永く利用していただくため、適切に維持・管理し、長寿命化を図ることとしています。

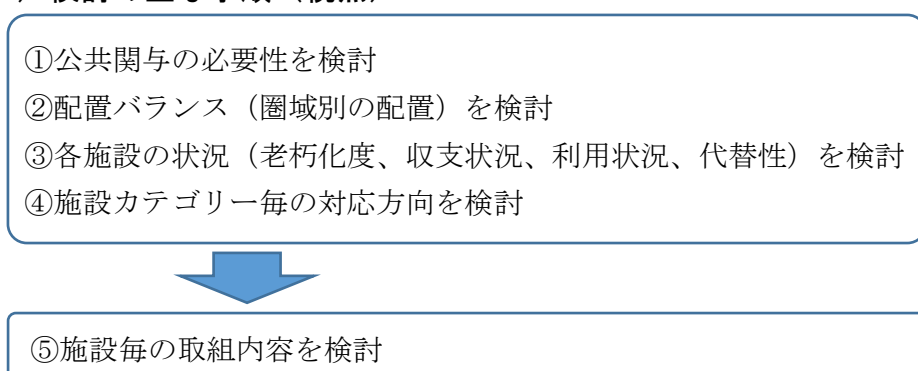
### (2) 計画期間

- 令和3年度～令和12年度の10年間とし、令和7年度に見直しを行います。

### (3) 公の施設の再配置における取組方針

取組方針	具体的な取組
①人口や財政状況を踏まえ施設の配置を検討	廃止（休止） 用途の変更
②地域の実情を踏まえ施設の配置を検討	機能の集約
③利用状況を踏まえ適切な管理者によるサービス提供を検討	民間譲渡 貸付又は譲渡
④長期にわたり利用促進を図るため計画的な修繕等について検討	施設の長寿命化

### (4) 検討の主な手順（視点）



## 3 スケジュールについて

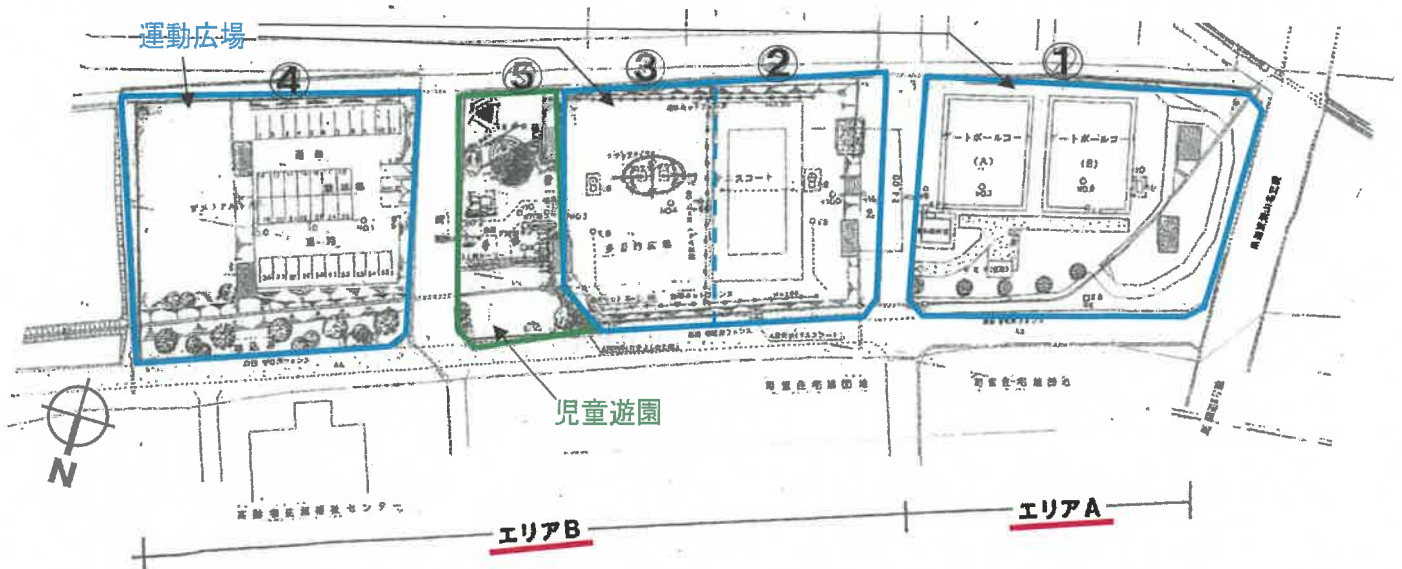
時 期	内 容
H31. 3～	○ 全 28 区の地域協議会に第 6 次上越市行政改革推進計画の策定に伴い行政改革の取組の概要を説明
R1. 10～11	○ 全 28 区の地域協議会に今後の「公の施設の再配置計画」の取組について説明
R1. 12～R2. 3	○ 地域協議会に公の施設の再配置の取組状況を報告 ○ 関係者との協議（利用者、地元町内会、その他影響が想定される団体等） ※再配置に伴う課題に対する対応策をあわせて協議し再配置計画に反映
R2. 4～	○ 関係者との協議（協議未了の施設）【施設所管課】
R2. 7～9	○ 地域協議会に関係者との協議に基づき作成した再配置候補施設リストを示す。 【行政改革推進課・施設所管課】 ※再配置に伴う課題に対する対応策をあわせて協議し再配置計画に反映
R2. 11	○ 再配置計画（案）の作成【行政改革推進課】
R2. 11～R3. 2	○ 所管事務調査（総務常任委員会）【行政改革推進課】 ○ パブリックコメントの実施（計画案の公表）【行政改革推進課】
R3. 3	○ 公の施設の再配置計画（個別施設計画）策定・公表【行政改革推進課】
<参考> 【計画策定後】	公の施設の再配置の実施 ○関係者と正式協議（方針決定） ○地域協議会に諮問 ➡ 答申 ○市議会で議決 ➡ 施設の再配置（廃止、譲渡等）
R3. 4～R12. 3	



## ひなさき運動広場・児童遊園のこれまでの経過について

## 1 施設の概要

1) 名称	ひなさき運動広場	ひなさき児童遊園
2) 所管課	スポーツ推進課	こども課
3) 設置年月	平成7年4月	平成9年4月
4) 位置	名立区名立大町 370-5	名立区名立小泊 1144-2
5) 土地	(独)日本高速道路保有・債務返済機構から ○エリアA ①ゲートボール場の部分 2,537 m <sup>2</sup> R2. 3. 31 に占用の許可が切れたため、道路使用許可 R2. 4. 1~R4. 3. 31 (2年間) ○エリアB ②~⑤テニスコート、児童遊園、駐車場等の部分 6,160 m <sup>2</sup> 占用許可 H29. 4. 1~R4. 3. 31 (5年間)	
6) 設備等	テニスコート 1面 (H28年度に廃止) ゲートボール場 2面 多目的運動広場 トイレ・倉庫 1棟 14.58 m <sup>2</sup> 駐車場 33台	わんぱくお山・トンネル 1基 2連ブランコ 1基 タイヤゲート 1基 もしもしコーナー1基 水飲み 1か所
7) 管理形態	直営 (草刈り 70千円/年)	直営 (草刈り 6千円/年)



NO.	用途	所管課	備考
①	ゲートボール場	スポーツ 推進課	令和元年度から利用なし
②	テニスコート		H28年度に廃止し条例から削除
③	多目的広場		令和元年度から利用なし
④	駐車場	こども課	
⑤	児童遊園		

## 2 これまでの経過

### 1) ネクスコ（東日本高速道路（株））からの要請内容

下記の事由により土地の早期返還を求められた。

- 駐車場を施設利用者以外の者が恒常的に使用している。
  - ゲートボール・テニスコートの利用実態がない。
- } → 当初申請時の目的と著しい乖離

### 2) 経過

令和元年 6/18(火)	総合事務所にて、ネクスコと現状の把握と今後の対応について協議
9/4(水)	ネクスコから、ひなさき運動広場・児童遊園は直ちに廃止し、更地にして即刻返還するよう、総合事務所に電話があった。(9/26(木)総合事務所に来庁され同様の要請あり)
10/24(木)	ネクスコが総合事務所に来庁し、9月に廃止して返還するよう要請したが、その後の市の対応が遅い旨の話があった。(10/30(水)にも同様の電話あり)
10/28(月)	総合事務所で椿寿苑と名立ひなさきを訪問し、駐車場の車の移動と、独自駐車場を確保するようあらためて要請
12/17(火)	ネクスコを訪問し、今後の方向性について協議を行ったが、認可時と利用実態が乖離しており、占用の更新は難しい旨の話があった。
令和2年 2/17(月)	ネクスコを訪問し、今後の進め方について再度協議を行ったが、占用の更新はできず、占有期間終了後から現状復旧までの間は、道路使用許可で対応したい旨の話があった。
3/23(月)	占有許可廃止となるゲートボールコート部分の道路使用依頼書を提出
5/20(水)	地域協議会に、これまでの経過や今後の方向性を口頭にて報告
6/15(月)	児童遊園を利用する保育園と保護者（横町子ども会役員）に、これまでの経過を説明するとともに、今後の利用意向を聞き取りした。 名立たちばな保育園については、月2回ほど、園児のお散歩の目的地に利用しているとのことであった。また、地元子ども会の役員からは、頻度は高くないものの、小学生だけでなく中学生も利用する姿が見られると話があった。 保育園と子ども会からは、今後の利用継続の要望があわせてあった。

## 3 今後の対応

- ひなさき運動広場については、利用がないことから廃止に向けて手続きを進める。
- 児童遊園については、7月9日(木)に、ネクスコ上越管理事務所を訪問し、保育園や地元子ども会の意向を伝え、今後の利用について再度協議する予定
- 名立大町自治会役員の皆さんに対しても、これまでの経過を説明し、今後の利用意向等について協議予定